

平成19年第2回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成19年6月12日 午前10時03分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	岩間伸博
教育長	三村亮一
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長	小林修一
下水道課長	高橋洋造
会計課長(会計管理者)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長補佐	川井正子

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
書記	鯉淵和己
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第1号

平成19年6月12日(火曜日)

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて(城里町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて(城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて(城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて(平成18年度城

- 里町一般会計補正予算第5号)
- 日程第7 承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて(平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第8 承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて(平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算第4号)
- 日程第9 承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて(平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第10 承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて(平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号)
- 日程第11 承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて(平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号)
- 日程第12 議案第34号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第35号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第36号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第37号 東茨城郡城里町と水戸市との境界の変更について
- 日程第16 議案第38号 東茨城郡城里町及び水戸市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第17 議案第39号 平成19年度城里町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第40号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 請願第1号 日本初の女性教師黒澤止幾子の生家を町の文化財に指定する事に関する請願書
- 日程第20 陳情第3号 改憲手続き法案にかかわる陳情
- 日程第21 陳情第4号 自主性、自律性をもった地方教育行政の推進と全国一斉学力テスト、教員免許更新制にかかわる陳情
- 日程第22 報告第3号 城里町建設工事執行規則の一部を改正する規則
- 日程第23 報告第4号 城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程の一部を改正する規程
- 日程第24 報告第5号 城里町職員措置請求監査報告書
- 日程第25 報告第6号 城里町障害者基本計画及び障害福祉計画
- 日程第26 報告第7号 城里町国民保護計画
- 日程第27 報告第8号 城里町地域防災計画
- 日程第28 報告第9号 平成18年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第29 報告第10号 平成18年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書

- 日程第30 報告第11号 平成18年度城里町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第31 報告第12号 平成18年度城里町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第32 報告第13号 平成18年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第33 報告第14号 平成18年度城里町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第34 報告第15号 例月出納検査報告（3月、4月、5月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 承認第2号
- 承認第3号
- 承認第4号
- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 議案第34号
- 議案第35号
- 議案第36号
- 議案第37号
- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 請願第1号
- 陳情第3号
- 陳情第4号
- 一般質問

午前10時03分開会

町民憲章唱和

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和を行います。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（小林 宏君） ご着席をお願いします。

ご協力ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（小林 宏君） 平成19年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算など審議をいただく重要な会議であります。提出されました諸議案は、専決処分、条例の一部改正及び平成19年度補正予算などであります。

よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、8日にご了解をいただきました「夏の軽装」クール・ビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくをお願いいたします。

議員の出欠

議長（小林 宏君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員数は18名です。

開会の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第2回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（小林 宏君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） それでは、3月、4月、5月の諸般の報告を申し上げます。

まず、3月でございます。

3月15日、木曜日、小松小学校屋内運動場竣工式が小松小学校屋内運動場でございました。全議員出席でございます。

3月22日、水戸地方農業共済事務組合議会全員協議会及び定例会が茨城町本所で行われました。松崎、杉山、玉川議員が出席してございます。

同日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で行われました。鯉淵議員が出席してございます。

23日、金曜日、城里町障害者基本計画及び障害者福祉計画策定委員会が常北保健福祉センターで行われました。議長及び三村教育民生常任委員長が出席してございます。

26日、月曜日、第3回茨城県都市計画審議会が県庁で行われました。議長出席してございます。

同日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で行われました。小松崎、三村、南條議員が出席してございます。

28日、水曜日、城里町開発公社理事会が本庁舎2階の会議室で行われました。議長及び鯉淵議員が出席してございます。

29日、木曜日、茨城県後期高齢者医療広域連合議会が赤塚のミオスビルで行われました。議長が出席してございます。

30日、教職員定期人事異動辞令交付式がコミュニティセンター1階で行われました。議長が出席してございます。

同日、町職員辞令交付式がやはりコミュニティセンター1階で行われました。議長出席してございます。

続きまして、4月でございます。

1日、日曜日ですけれども、水戸市消防本部北消防署城里出張所の開所式が城里出張所で行われました。正副議長、小坏総務常任委員長が出席してございます。

2日、月曜日、町職員辞令交付式がコミュニティセンターで行われました。議長出席してございます。

同日、町教育委員会委員の任命式が本庁舎2階の町長室で行われました。議長が出席してございます。

同じく同日、教職員定期人事異動辞令交付式がコミュニティセンター城里で行われました。議長が出席してございます。

9日、月曜日、平成18年度関東町村議会議長会定期総会が全国町村議員会館で行われました。議長出席してございます。

12日、木曜日、茨城県後期高齢者医療広域連合事務所開設式典が赤塚のミオスビルでございました。議長が出席してございます。

18日、水曜日、平成19年度東茨城郡町村議会議長会定期総会が大洗町役場でございました。正副議長出席してございます。

19日、木曜日でございます。桂地区納税組合長会議が桂公民館でございました。議長が出席してございます。

同日、七会地区納税組合長会議が七会公民館でございました。副議長出席してございます。

20日、金曜日、常北地区納税組合長会議がコミュニティセンター城里でございました。議長が出席してございます。

23日、月曜日、例月出納検査がございました。本庁舎3階の委員会室でございます。鯉淵議員出席でございます。

24日、火曜日、平成19年度区長会議がコミュニティセンターで行われました。議長が出席してございます。

26日、木曜日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で行われました。小松崎、三村、南條議員が出席してございます。

続きまして、5月でございます。

11日、金曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室でございました。鯉淵議員出席でございます。

17日、木曜日、第23回国民文化祭茨城県実行委員会第3回総会が県庁でございました。議長出席してございます。

19日、土曜日、東茨城郡PTA連絡協議会総会がコミュニティセンター城里でございました。議長出席でございます。

21日、月曜日、水戸地方農業共済事務組合監査が茨城町本所でございました。松崎議員出席でございます。

22日、火曜日、城里町開発公社の監査がふれあいの里でございました。鯉淵議員出席でございます。

同日、議長会第32回議長・副議長研修会が東京のメルパルクホールでございました。正副議長出席でございます。

25日、木曜日、関東町村議会議長会臨時総会が全国町村議員会館でございました。議長出席でございます。

同日、城里町農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里でございました。小松崎、三村、南條議員が出席でございます。

同日、市町村長・市町村議会議長会議が県庁でございました。副議長出席でございます。

同日、城里町商工会通常総代会がコミュニティセンター城里でございました。根本産業

建設常任委員長が出席でございます。

27日、日曜日でございます。水戸市水防演習が水戸市水府体育館西側の河川敷でございました。議長及び小坏総務常任委員長が出席してございます。

28日、月曜日、平成19年町村議会議長会第2回定例会が県市町村会館でございました。議長出席でございます。

同日、城里町開発公社理事会が本庁舎2階会議室でございました。議長及び鯉淵議員が出席してございます。

29日、火曜日でございます。国保運営協議会理事会がフェリヴェールサンシャインでございました。議長が出席をしてございます。

以上、3月、4月、5月の行事につきまして、ご報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（小林 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

8番 南 條 治 君

9番 杉 山 清 君

10番 寺 田 和 郎 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（小林 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 去る6月5日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます承認9件、議案7件、請願1件、陳情2件、報告13件、合わせて32件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程どおり、本日から6月15日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますようここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月15日までの4日間とされるようご提案がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月15日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

なお、教育委員会事務局長海野勝美君が欠席のため、教育委員会事務局長補佐川井正子君が出席しております。

傍聴人2名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（小林 宏君） ここで、町長より特に発言を求められております。この際、これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） おはようございます。

定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年第2回の定例議会をお願いをいたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、議員各位には、日ごろより町政発展のためにご尽力をいただいておりますことを深く敬意を表するものであります。

本定例議会にご提案を申し上げる案件は、承認9件、議案7件であります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつにかえます。

承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）

議長（小林 宏君） これより、日程第3、承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて（城里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第1号 専決処分第1号城里町税条例の一部を改正する条例

の承認を求めることについてであります。国において、地方税法の一部が改正され施行されたことに伴い、町税条例を一部改正し施行したものであります。

主な改正点は、町民税において、法人課税信託の引き受けを行う個人に対して法人税割の納税義務者としたもの、上場株式等の譲渡所得等に係る町民税の軽減税率の適用期限を1年間の延長をしたもの、株式に係る譲渡益を優遇する株式の取得期限を2年としたもの、日仏租税条約の改正により、フランス国の社会保障制度に基づき支払う保険料額を日本国の社会保険料控除の対象としたもの、町たばこ税においては、特例税率で課税していたものを本則課税としたもの、固定資産税においては、新築住宅等において居住者要件によりバリアフリー改修を実施した家屋に対する減税措置を創設したものと及び関係条文の文言を改正し、平成19年4月1日から施行したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（小林 宏君） 続いて、日程第4、承認第2号 専決処分第2号の承認を求めることについて（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第2号 専決処分第2号城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において、地方税法、国民健康保険法施行令及び施行規則の改正に伴い、国民健康保険税の医療費分の課税限度額を改正し、平成19年4月1日から施行したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

議長（小林 宏君） 続いて、日程第5、承認第3号 専決処分第3号の承認を求めることについて（城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第3号 専決処分第3号城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において、学校教育法が改正されたのに伴い、文言の改正と医療福祉費において特例乳幼児・児童の被扶養義務者の所得の有無にかかわらず支給制限はないものとする改正をし、平成19年4月1日から施行したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成18年度城里町一般会計補正予算第5号）

議長（小林 宏君） 続いて、日程第6、承認第4号 専決処分第4号の承認を求めることについて（平成18年度城里町一般会計補正予算第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第4号 専決処分第4号平成18年度城里町一般会計補正予算第5号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,720万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億8,886万3,000円としたものです。

歳入では、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、財産収入及び諸収入を追加し、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）

議長（小林 宏君） 続いて、日程第7、承認第5号 専決処分第5号の承認を求めることについて（平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第5号 専決処分第5号平成18年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,418万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,442万2,000円としたものであります。

歳入では、県支出金を追加し、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金及び諸収入を減額したものです。

歳出では、基金積立金を追加し、総務費、保険給付費、保健事業費及び諸支出金を減額したものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ190万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,817万4,000円としたものです。

歳入では、診療収入を減額したものです。

歳出では、総務費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算第4号）

議長（小林 宏君） 続いて、日程第8、承認第6号 専決処分第6号の承認を求めることについて（平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算第4号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第6号 専決処分第6号平成18年度城里町老人保健特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,395万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,311万2,000円としたものです。

歳入では、繰入金を追加し、支払基金交付金を減額したものです。

歳出では、医療諸費及び諸支出金を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第7号 専決処分第7号の承認を求めることについて（平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）

議長（小林 宏君） 続いて、日程第9、承認第7号 専決処分第7号の承認を求める

ことについて（平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第7号 専決処分第7号平成18年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ941万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,103万5,000円としたものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加したものです。

歳出では、基金積立金を追加し、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を減額したものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ306万円としたものです。

歳入では、サービス収入を追加したものです。

歳出では、諸支出金を追加し、サービス事業費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）

議長（小林 宏君） 続いて、日程第10、承認第8号 専決処分第8号の承認を求めることについて（平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 承認第8号 専決処分第8号平成18年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ426万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,933万3,000円としたものであります。

歳入では、繰入金を減額したものです。

歳出では、公債費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて（平成18年度城里町農業集

落排水事業特別会計補正予算第4号)

議長(小林 宏君) 続いて、日程第11、承認第9号 専決処分第9号の承認を求めることについて(平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長金長義郎君登壇]

町長(金長義郎君) 承認第9号 専決処分第9号平成18年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ600万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,736万円としたものです。

歳入では、繰入金を減額したものです。

歳出では、農業集落排水事業費及び公債費を減額したものであります。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第34号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小林 宏君) 続いて、日程第12、議案第34号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長金長義郎君登壇]

町長(金長義郎君) 議案第34号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、選挙執行時の選挙長、管理者及び立会人等の報酬額が改正されたことに伴い、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第35号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

議長(小林 宏君) 次に、日程第13、議案第35号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第35号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。健康増進施設ホールの湯町民券及び総合野外活動センター宿泊利用者優待券の利用促進を図るために改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第36号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（小林 宏君） 次に、日程第14、議案第36号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第36号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。国において、国民健康保険法が改正され、被保険者が医療機関等を受診した場合の一部負担金の割合が改正されたことに伴い、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第37号 東茨城郡城里町と水戸市との境界の変更について

議案第38号 東茨城郡城里町及び水戸市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

議長（小林 宏君） 次に、日程第15、議案第37号 東茨城郡城里町と水戸市との境界の変更についてないし日程第16、議案第38号 東茨城郡城里町及び水戸市の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第37号及び議案第38号につきましては、県営畑地帯総合整備事業飯富岩根地区の土地改良事業の施行に伴う、城里町と水戸市の境界変更等に伴う議案であります。

まず、議案第37号 東茨城郡城里町と水戸市との境界の変更についてであります。県営畑地帯総合整備事業飯富岩根地区の土地改良事業が施行されたことに伴い、城里町と水

戸市との境界を変更するため、地方自治法第7条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号 東茨城郡城里町及び水戸市の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてであります。県営畑地帯総合整備事業飯富岩根地区の土地改良事業が施行されたことに伴い、境界変更区域内の城里町及び水戸市の財産について、地方自治法第7条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第39号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第1号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第17、議案第39号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第39号 平成19年度城里町一般会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入では、県支出金を減額し、繰越金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、消防費及び教育費を追加し、総務費を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第40号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）について

議長（小林 宏君） 次に、日程第18、議案第40号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第40号 平成19年度城里町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ92万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,954万3,000円とするものであります。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

請願第1号 日本初の女性教師黒澤止幾子の生家を町の文化財に指定する事に関する請願書

陳情第3号 改憲手続き法案にかかわる陳情

陳情第4号 自主性、自律性をもった地方教育行政の推進と全国一斉学力テスト、教員免許更新制にかかわる陳情

議長（小林 宏君） 次に、日程第19、請願第1号 日本初の女性教師黒澤止幾子の生家を町の文化財に指定する事に関する請願書、日程第20、陳情第3号 改憲手続き法案にかかわる陳情ないし日程第21、陳情第4号 自主性、自律性をもった地方教育行政の推進と全国一斉学力テスト、教員免許更新制にかかわる陳情の以上3件の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

14番議会運営委員長鯉淵秀雄君。

〔議会運営委員長鯉淵秀雄君登壇〕

議会運営委員長（鯉淵秀雄君） 議会運営委員会を代表いたしまして、請願第1号ないし陳情第4号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願1件及び陳情2件の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、請願第1号 日本初の女性教師黒澤止幾子の生家を町の文化財に指定する事に関する請願書については、教育民生常任委員会へ、陳情第3号 改憲手続き法案にかかわる陳情については、総務常任委員会へ、また、陳情第4号 自主性、自律性をもった地方教育行政の推進と全国一斉学力テスト、教員免許更新制にかかわる陳情については、教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いするものであります。議長においてお諮り願います。

議長（小林 宏君） ここで、お諮りいたします。

請願1件及び陳情2件の付託先については、ただいまの議会運営委員長の発言のとおり、請願第1号については教育民生常任委員会へ、陳情第3号については総務常任委員会へ、陳情第4号については教育民生常任委員会へ付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） ご異議なしと認めます。よって、請願1件及び陳情2件については、所管の常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

ここで傍聴人の方に申し上げます。

城里町議会傍聴規則を遵守するようお願い申し上げます。

一般質問

議長（小林 宏君） これより一般質問に入ります。

なお、一般質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けく

ださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問をしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、11番三村由利子君の発言を許可いたします。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） それでは、通告によりまず一般質問に入らせていただきます。住民の足として、合併記念日の2月1日に運行を開始したデマンド交通システムふれあいタクシーは、早4カ月が経過いたしました。今では、導入を試みる自治体もふえていると聞いております。利用料金が安価で、だれもが利用できるこの交通システムは、注目を浴びる事業となっております。本町においてこれまでの利用状況はどのようになっているのでしょうかお伺いいたします。

ドア・トゥー・ドアの宣伝効果はあったのでしょうか。登録者数や利用者が旧七会、旧桂、旧常北地区と、地域に利用状況に格差があるのでしょうか。実際に稼働してみて問題点はということがあって、その改善策はどのように検討されているのか伺います。

便利で好評とまでは言い切れない住民のニーズに合致していない部分があるのではないかと思います。利用者の声、要望等をフィードバックするシステムづくりができているのかどうかお伺いいたします。

ふれあいタクシーが規定どおり運行していればそれでよしと思うのではなく、より効率よく、より快適に住民の利便性を考え、検討、改善されることが真のサービスの向上になると考えます。

次に、交通事業者と運送委託についてであります。運行主体は、町が助成している社会福祉協議会が主体であり、運行業務を委託している事業者との運行委託契約でこの事業が遂行されていると思います。事業者が賃借関係にある土地・建物が、現在、競売物件の情報がある中でこの事業が継続していけるのか、大変心配するところでございます。委託業務の契約期間や委託料の保険、安全面等など、社協との契約内容はどのようになっているのか伺います。

円滑な運行を停滞なく、この事業が継続していくために対策が万全なのでしょうかお伺いいたします。

以上で、1回目終わります。よろしくお伺いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 11番三村由利子議員からの一般質問で、デマンド交通についてで

ありますが、お答えを申し上げます。

これまでの利用状況ということでありましたが、4カ月を経過をいたしております。トータルしていきますと、利用人員、2月が420人、19日稼働です。それから、3月が736人、21日稼働です。それから、4月が905人、20日稼働です。それから、5月が1,002人、21日稼働です。これらを総体的に見ますと、大体1日当たり、2月が22.1人、3月が35人、4月が45.3人、5月が47.7人と、月を追って利用者がふえておるということで、それぞれ利用がふえていくものと、そういうふうな予測をしておるところであります。

次に、利用状況、地区別にはどうかということでありましたが、総体的に3,063人利用しておるわけですが、旧町村別と言ってはおかしいですが、地区別に見てみますと、常北地域内が1,102人、桂地内が1,077人、七会が884人ということで、満遍なく私は利用していただいているのではないかと、そういうふうに見ております。

それから、問題と改善策ということでありましたが、試行運行期間中でありましたが、やはり国土交通省の許可をもらって運行をしておりますので、そういう制約の中でやっていくということが基本ですが、細かい点で言えば、やはりいろいろお客さんからの声はあるようであります。

例えば、毎日予約しなくても迎えにきてくれよとか、ホームセンターで荷物をいっぱい買ったから、肥料20袋買ったから乗せてくれないとか、細かい点についてはいろいろあるようであります。要は運転をする運転手、それとオペレーター、電話を受けているいろいろなあっせんをする人、そういう人の対応で、やはり気持ちよく使っていただけるような方向でやっていきたいと思っておりますが、やはり一つの制約もありますので、そういう制約の中で運行していくということが大切かなと思っております。

次に、今申し上げましたように、そういう声でありましたが、やはりフィードバックしていくと。10月の本施行に向けましては、そういうものもいろいろな点を参考にしながらフィードバックして、それがお客さんにはね返るようなシステムにつくり上げていきたいと考えておるところであります。

次に、交通事業者と運送の委託契約の問題でありましたが、社会福祉協議会と業者、石塚観光自動車株式会社との間に委託契約を結んでおるわけでありまして、契約期間が平成19年2月1日から20年3月31日までということになっております。それらの契約の中で、いろいろなことを明示しておりますが、その競売の問題等でありまして、競売にかかっているのは直接の委託業者ではありません。委託業者が賃貸をしておる相手方ということでありますが、それらについては、まだ開札とか、そういうことになっておりませんので、そういうことについては、ちょっと申しかねる点がございます。

そういうことで、例えば、第三者がそれを取得した場合には、賃貸をしておる業者が再度賃貸をしていくというふうな形になるのではなからうかと。また、現在の会社が引き続いてやっていくということになれば、その契約そのままやっていくということで、社会

福祉協議会との直接の関係は今のところございません。それらについて今後の推移をよく見守ってまいりたいと、そういうふうを考えておるところです。

以上です。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

11番（三村由利子君） 地区ごとの利用状況を具体的に数値を上げて説明いただきました。ありがとうございました。

1日平均多いときで47名ということでありまして、過去、町長のご発言の中で、理想としては1日平均80人が理想だと。採算ラインのぎりぎりの線が80人ということですので、それから比較してみますと、伸び率は非常に鈍化ではないかというふうに、私は判断いたします。

伸びがなぜ悪いのか。もちろん登録だけされて利用していない方も中にはおるかと思いますが、その伸びが遅い。4カ月も経過した中で伸びが遅いというふうな思いがするわけですが、まず、余り町が宣伝しているように、各地区の行き来がスムーズになりますという、ホームページなんかにもうたっておりますけれども、スムーズではないその欠点があるわけでございます。

例えば、桂の住民の方がホロルの湯へ行きたいというときには、一たん常北で下車しなくてはなりません。そして、すぐ乗ればいいですが、たまたま満車だったり、1時間おきの運行ですから次の時間まで1時間ぐらい待たなくてはならないということで、その保健センターの前でしばらく待たなくてはならない。その乗り継ぎが大変時間のロスであると、そういう利用者の声が出ております。そういう意味で、地区をまたぐと乗りかえをしなくてはならないというその辺の欠点が、今、出てきております。

今回、この問題を取り上げましたのは、利用者の皆さんから大変いろいろ要望、声を私伺っておりますので、あえてこれをテーマとさせていただいたわけですが、乗ろうとする30分前に予約の電話を入れるということが原則でありますけれども、例えば、30分を過ぎてしまって、20分ぐらいのときに電話をかけると、規則ですからだめですと断られてしまう。友達が乗っているから「ああそうだ、自分も一緒に行こう」ということで電話をするんだけど、バスは空席はあるんだけど、規定の30分前ではないからだめだというふうに受け付けの段階で拒否をされてしまうということですので、何でもかんでも30分でなければ、それを過ぎてしまったら受け付けしないという、受け付けの時点で柔軟性に欠けているのではないかなと思うわけでありまして。

あくまでも町民の皆さんの利用を、これが前提でありますから、利用したいというその受け付けを拒否してしまうということは、私はどういうものかなと思っております。その辺もやはり改善すべきところではないかなと思いますが、規定は規定だと、受け付けの段階で拒否されるということが、果たしてこれが利用率のアップになるのかという点ではちょっと疑問を持たざるを得なくなります。

それから、町民に向けてのデマンド交通に対しての案内が、非常に何かわかりにくい部分があるという声もあります。例えば、帰りのとき、朝乗りました、帰りのときもまたセンターに予約をしてくださいということになっているんですね。乗るときも、もう既に帰りは何時に迎えにきてくださいという約束をすることができないのか、帰りもまたセンターにその時間を予約をしてくださいというふうに案内されているわけですね。乗るときにも、帰るときも何時に来てくださいということが、利用者には、行くとき乗れば大半の方は帰りも乗るということですから、その辺の柔軟性もやはり考えるべきではないかなと思います。

それと、バスの運行時間が4時までというのが少し早過ぎるのではないかと、そういう声もありますので、その辺も検討するに値することかなというふうに思います。

それから、利用者の声として、土曜、日曜も運行してほしいというような声もあるということをお伝えしておこうと思います。土日、若い人がいる家庭はともかく、若い人がいてもやはり「若い人に余り手をわずらわせたくないから、こういうシステムが土曜日曜も運行されているならば利用できるのにな」というそういう町民の声もあるということをお伝えしておきたいと思います。

それから、デマンド交通の事業にかかわるスタッフさんは、女性が5名というふうになっておりますけれども、利用者の方は「5名は多過ぎるよね」という声があるんです。実際、その5名の方々はどのような内容の仕事をなされているのか、その辺をお伺いできればと思います。

それから、今は試行運転ですけれども、先ほどの町長の答弁では、10月から本運転に切りかえるということですので、ぜひともそれまでに、これまで出されておりますいろいろな要望、意見等を収集されまして、検討していただければというふうに思っております。

それから、伺いますが、タクシーに乗っている間に、お年寄りがその車内でぐあいが悪くなった、そういう事例がこの4ヶ月の間にあったのかどうか。バスの中でぐあいが悪くなったときに、運転手に声をかけてくださいというふうに案内がされておりますけれども、その場合に、運転手さんはどのような対応をされるのでしょうか。その対応の手順、バスをそこにストップしたまま、その中でできた病人さんをどのように対応するのか、その辺の対応策は講じられているのか。

お年寄りが大半利用しておりますから、そういうトラブルも起こる可能性はあります。これまでに起きているかもしれません。その場合に、運転手さんは運転業務ですから、果たしてその車内でのトラブルをどのように対応されるのかということが、マニュアルでもありましたら、どうぞお聞かせいただきたいと思います。

それから、運送委託の契約、まず、20年3月31日までというふうに1年の契約になっているようですけれども、平日運行というふうにただし書きがされております。特記されて

おりますようですから、平日でない日も運行の可能性は考えられるのか、町民の皆さんの要望のあるように、日曜、祝日でも運転をする可能性を残したそういう平日運行の契約条件に料金の制定はなっているのかどうか、その辺もお伺いいたします。

それから、運転手さんの運転手名、あるいは、運転する車種、それも届け出るというふうな内容だと伺っておりますが、運転手さんが毎日登録されている運転手さんだということ、どこでどのようにチェックされているのか、その辺をお伺いいたします。

契約の内容、それから、競売物件は、これからの入札の結果ということではありますが、それも非常に気になるところでございますが、社協としては、今のところかわりないというようなご発言でございましたけれども、現在の事業者さんのお借りしている車庫とか、土地、そういうものが第三者に渡った場合に、果たしてどうなるのかなというふうに変心配なところでありますけれども、その辺を再度お伺いいたします。

2回目終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 三村由利子議員の第2回目の質問であります。1点目は、47人と、多いときということではありません。これは平均47人です。多いときはもっとある、少ないときはもっと少ないと、そういうふうな解釈をしていただきたいと思います。議員おっしゃるように、最初の目標としましては、年間運行日平均84人ぐらいというふうな目標を立てて運行しております。そういう中で、現在試行運転ですが、10月までには診療所のバスの問題とかいろいろありますが、そういう中で、徐々に私はふえていくものではなかろうかと思っております。

ちなみに東海村では、平成17年12月に運行を始めて、最初は、利用者平均約40人程度、それが平成19年4月現在では、1日当たり144人というふうな運行になっておるという話を聞いておりますので、できるだけ目標をPRをしながら町民の方に使っていただくと、そういうことをしてまいりたいと、そういうふう考えておるところであります。

それから、もろもろのいろいろな問題はありますが、やはり登録者をふやす、また、口コミでやっていただくというようなことが一番利用者がふえていく状況ではないかと思っております。

また、30分前の予約をもう少し柔軟に運用できないのかとか、帰りの予約、また、4時ではなくてもっと遅くまでというふうないろいろなこともあります。そういうことも総体的に勘案しながら、最終的に調整をしてまいりたいと考えておりますが、確かに30分前までの予約ということで、当初は融通がきかないというふうな点もあったかと思っております。そういうことについては十分反省をしておりますが、例えば、28分とか、25分とか、そういう事務処理ができる範囲ならば柔軟に対応していくということが大事かと思っております。最近はそのような方向に向かっているということでもありますので、そういうことも今後

の参考としながら運行してまいりたいと考えておるところであります。

それと、土日の問題、時間の問題であります。これはデマンド交通、オールマイティーではありませんので、その辺をご理解をいただくということ、やはり交通弱者のための足ということで、相互扶助、家族内の協力、そういうこともやはり考え方の根本の中に入れていながら、これは運行していく必要があるのではないかと考えておるところであります。もともとがそういう発想の交通システムでありますので、そういうことも加味しながら、現在、平日運行ということで進めておるところであります。土日等につきましては、やはり経費の問題、いろいろな制約もありますので、国土交通省、そういうものの許可、認可、そういうこともありますので、現在のところ平日運行ということで考えておるところであります。

それから、オペレーターの受付5人では多いのではないかというお話ですが、7時半から受け付けをしております。それで、午前・午後と2人ずつ交代ということのシステムも取り入れているということで、それで、8時間なり10時間を続けて5人がいるということではなくて、大体2人体制で午前中2人、そうすると、その後は別な2人が午後出てくる。1人は予備的に何か病気で休む、家事の都合で休むということで、それで5人というようなことで体制をとっておるところであります。フルタイム5人ということではありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、車内でぐあいが悪くなった、そういうことは今まではないという話ですが、マニュアルは、社会福祉協議会の方ではつくってあるということであり。運転手の登録の問題、そういうことについても、現場とよく協議をしながら担当課、社会福祉協議会、委託事業者、そういうものと協議をしながらやってまいりたいと考えておるところであります。

それから、事業を契約している相手方の賃貸している物件が第三者にいった場合はどうかというふうなご懸念かと思えます。その場合は、民法の395条の抵当権使用者の引き渡しとして6カ月間の明け渡しの猶予期間もあるということであり。この間に当事者がいろいろなことでそれを継続していくと、そういう努力をしているものと思っております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

11番（三村由利子君） 先ほどの答弁の中で、車内で何かトラブルが起きたとき、病人が出たときの対応策、社協にマニュアルがあるとおっしゃいましたけれども、後日で結構ですが、できましたら資料をいただければと思えます。

それから、この石塚地区内の利用者からの声の中に、夫婦で病院に行つたと。そのときに、帰りに4時ごろというふうに電話をしたけれども、病院が早く終わったので、電話をしたところ、4時という規定だからだめですよということで、3時には少し小雨が降った

けれども、何とか歩いて自宅まで帰ってきたというような声もあります。どうしても規定どおりに事を運ばせようというそういうオペレーターさんたちの、まだそういう社協の会長でもある町長のそういう思いが、オペレーターさんにも伝わっていないのかなというふうな心配があります。そこは臨機応変に、お年寄りが病院へ行くぐらいの体調ですから、歩いて我慢して小雨の中を帰ってきた、1時間もバスが来るのを待ってられないので、何とか歩いて帰ってきたというようなそういうお話もありました。どうぞそういうふうに、臨機応変に対応ができるようなオペレーターさんの受け付けの辺でご検討いただければと思います。

それから、町内に限っては、2人で乗れば1人300円ですから600円かかります。町内でしたならば、タクシーを呼べば、このふれあいタクシーの時間に関係なくタクシーならすぐ来てくれるので、タクシーは町内650円で、このデマンド交通より50円割高になってしまうけれども、そういう時間の不便性を考えたらタクシーを利用した方がいいと、そういう声もあるということをお含みいただきたいと思います。

今まで、福祉バスで無料で乗っていたというそういう今までの経験がありますので、1回乗ると300円、帰りも300円、夫婦で1,200円というようなことになると、なかなか料金を出してそれを利用するという、年金暮らしのお年寄りには、大変経済的な負担も大きいかなというふうな声もあるということをお含みいただきたいと思います。

それと、事業者が借りている土地・建物が第三者にもしも渡った場合に、新たにその相手と現在の事業者が賃貸契約を結び直すというような形がとれるのかなと思いますけれども、その場合に、賃貸の契約上の料金が、恐らく値上げの問題も懸念されます。そうしますと、町のデマンド交通の委託料の値上げも要求されてくるのかなというふうな心配はしております。契約は今回1年だそうですが、その後、長期に継続契約を結ぶというような話も聞こえますが、そういった料金の値上げ、委託料を要求された場合に、町として、社協としても、そういう料金の値上げにどのように対応されていくのか。3台で1日6万4,680円、これで運行できなくなった場合、その辺のことも検討されているのかどうか伺います。

それから、その契約の内容、契約義務、それを譲渡禁止の条文が果たしてその契約の中に盛り込まれているのか、その辺も確実に確認しておかなければならないかなと思っております。転ばぬ先のつえということもありますので、どうぞその辺の答弁をお願いいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 三村議員からのご質問でございますが、ただいまいろいろな事例等も出てきましたが、そういう中で、例えば、2人乗って600円ならばタクシーの方がいいとか、3人乗っていけばなおいいとか、そういうことも、これは住民の方の選択肢だと

思うんですが、そういう中で、やはりいいところをとって使っていただくということがいいのかなと思っております。

また、循環バス、そういうものについては大通りまで出なければならないとか、そういうこともありますので、やはりその乗る方の対価とサービスの関係もありますので、そういうことを十分考えながら、なお一層使っていただければ大変ありがたいなと、そういうふうに思っておるところであります。

また、その対応のマニュアル等については、これは社会福祉協議会の方の文書でありますので、三村議員の方へ後ほどご提出申し上げたいと思います。

十分そういうただいまの三村議員のご意見、疑問、そういうものを、また、町民の方々のご意見等もあわせながら、本施行に向けてやっていきたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（小林 宏君） 以上で、11番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。質問は、行財政改革について伺います。

町長は、施政方針の中で行財政改革にふれ、限られた財源の中で、事務事業の厳選と職員の意識、行政改革を進め、効率的効果的な予算配分で最大級の効果が発揮できるよう執行体制の確立を図り、行財政改革を喫緊の課題として取り組むと述べられました。

そこで、このことについて具体的な町長の考えを伺いたいと思っております。

まず、本年度の取り組みとして、事務事業をどのように厳選され、昨年度までの事業と比較してどこがどう変わるのか、特色は何か伺いたい。さらに、職員の意識改革とは、具体的にどのような意識改革を進めるのか、今までの職員意識がどのような方向を向くように改革を行うのか、一例を挙げ、わかりやすくご説明いただきたいと思っております。

また、これらの改革を進め、効率的効果的な予算配分で最大級の効果を発揮できるよう、執行体制の確立を図るとのことですが、これは受けとめようにもよりますが、私が思うに、事務事業の遂行に必要最低限の職員を適材適所に充て、事業を遂行することであると受け取りますが、平成18年4月と本年度の4月1日現在の職員配置表を見比べますと、課長の異動はさて置き、職員の異動はまれで、強いて言えば一部の職員が毎年異動していることが上げられます。毎年異動しているということは、適材適所ではなかった結果なのかと思えるだけで、特にこれといった特色のある配置、異動とは思いますが、異動を行った課でどのような改革を考えての異動、配置なのか伺いたい。

今年度は、税務課に収納対策室が設けられたことが特記事項で、三位一体の改革による税源移譲に伴い、住民税を初め各種税や使用料の収納が最重要事項であることから、町長

の徴収部門の強化に取り組むと言われたことが実行され、評価はできることと思います。しかしながら、厳しい部署でありながら、2名の職員というのは、町長が述べられた全庁的な支援体制づくりなどに積極的に取り組み、税源移譲に向けて万全の取り組みを進めるということの具体的な説明がない現状では、2名では少な過ぎないかと思います。

また、行財政改革に取り組むということは、必然的に当町においては、人件費の抑制は避けて通れないことから、具体的手法として、合併初年度から勧奨退職を勧めてきたと認識しております。

そこで、疑問が生じるのでありますが、3月議会での松崎議員さんの質問で、平成19年度の職員数であれば、臨時職員、嘱託職員の採用をせずとも正職員だけで対応できないものかという趣旨の質問に、町長は、職員数については、適正な職員配置をしながら内部の経費削減に取り組むと答弁された件であります。

1つは、適正職員数であります。4月10日現在、一般職員数は239名で、私の個人的な考え方は、町民100名当たり職員1名という割合で考えれば、5月1日現在の町の人口が2万2,714名でありますから227名になる計算であります。しかし、町の財政事情を考慮し、民間的思考で言えば、227名の85%程度の数字が妥当ではないかと思います。85%であれば約193名となります。この数字は、合併当初執行部において、職員数が80名程度多いということで勧奨退職を募ったと聞いており、平成17年4月1日現在の一般職職員数が269名で、ここから80名を差し引くと189名でありますから、当時の執行部が目指した目標数とほぼ一致する職員数と思われる。

また、80名の削減は3カ年計画であるとも聞いており、この話をもとに考えれば、約190名程度の職員数にするための目標達成には、50名ほどの勧奨退職者を募ることになるのでしょうか、勧奨退職者は退職の8カ月前に決定しておく必要があるそうで、逆算すると、来たる7月31日が期限になります。残すところわずかな時間ではありますが、進捗状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

このことは、町長の考える適正職員数とは何名かということにより、目標達成度が変わることになりますので、まずは適正職員数について、町長の考えを伺いたいと思います。

2つ目は、今年度は参与ということで3名が再雇用されております。合併当初3カ年で80名を前提に勧奨退職を募る上で、58歳以上の職員に合併勧奨扱いで希望退職をお願いする。また、対象者の課長は、希望しない場合は降格人事を行う。対象者の職員は課長に昇進しない。さらに、夫婦の職員は、今後課長としないと説明があったと聞いております。職員に対し、厳しい条件を突きつける町長も、断腸の思いで事を進めざるを得なかったと思います。

これまで町を思い、希望退職された職員の皆様には敬意を表したいと思いますが、なぜ新規採用もできないこのような厳しい環境の中で、今臨時でもなく、嘱託でもなく、正職員として参与3名を再雇用されたのか理由を伺いたいと思いますし、合併初年度に示され

た説明事項が、次年度には58歳以上の職員の課長昇進はしないこと、さらに、今年度は夫婦の職員は課長にしないという説明事項がほごになっていることはなぜなのか。これは希望退職された職員さんたちに対する裏切り行為と思え、残念でありますし、このようなことで、今後、希望退職される職員が出るとも思えません。当初説明されたことの内容を守らず、なぜ例外として認めたのか。勧奨退職を勧める上で、そのあり方について疑問があり、理由を伺いたいと思います。

3つ目は、適正配置であります。今月末には沢山診療所が閉鎖されますが、看護職員の活用をどのようにするのか。前回、看護職の民間派遣についてふれましたが、今回の人事異動で、看護職員が一般事務に1名、幼稚園に1名異動いたしました。幼稚園は養護教育のかわりとして専門知識の活用であると思いますが、一般職への異動はどうかと思います。

公務員の民間派遣は可能であると聞いております。民間との交流、また、研修も兼ね、計画的に派遣をすることを考えてもよいのではないかと思います。人件費の負担、質の向上で一石二鳥ではないかと思いますので、町長の考えを伺います。

また、分庁舎にいる職員は、常に残業を強いられているように見受けられます。合併後、分庁舎の明かりが7時を過ぎても点灯しているのをよく見かけることから、ほぼ毎日遅くまで残業されていると思います。職員の配置が少ないのではないかと、職員間の不公平が危惧されますが、町長はこのことについてどのように認識されているのか。

以上、当町の置かれている厳しい財政事情をかんがみ、行財政改革について、適正職員数、勧奨退職のあり方・進捗、職員の配置等に関連して10項目の質問をいたしました。漏れなくご答弁をお願いいたしまして、1回目といたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川台俊議員からの一般質問であります。行財政改革についてということであります。

第1点目は、事務事業の厳選について、昨年度と比較してどう変わるのかということですが、本年度予算等を3月議会にお示しをいたしました。そういう中で、私は、本年度は特別会計の部門で大分昨年と変わっていると言いますか、方向性が出てきたのではないかと、そういうふうに思っております。

例えば、農業集落排水事業の古内地区の推進、水道事業の七会の未普及地域の推進、また、公共下水道のエリアの拡大、国保診療所等の再編成、そういうことが1つの本年度の予算の特徴ではないかと、そういうふうに思っております。いずれにいたしましても、合併3年目ではありますが、18年度予算等で消防署所、また、デマンド交通、七会の水道、そういうものについても緒についたところでもありますので、そういうものをなお伸ばしていくということで、本年度の予算づけをしてまいったわけでもあります。

次に、職員の意識がどのようなふうに変わっていくのかということではありますが、やはり個々の職員の意識でありますので、その職員の持っている資質、また、そういうことによっても変わってくると思いますが、いずれにしても、町の現在の状況、そういうものをよく認識しながら、町民サービスに当たっていくということで、研修そのものについては、県の自治研修所やそういうもので研修もしておりますが、やはり訓示やそういうことで変わるというものとは、私も思っておりません。そういう中で個々が意識を変える。自分の意識を変えるわけですから、そういう中で、職員も変わってきていると、そういうふうには感じておるところであります。

一例を挙げというふうなことでありますが、例えば、従来勤務時間が8時30分から5時15分というような長年の公務員と言いますか、役場職員の考え方であったわけですが、それが8時半から5時半までですと。そういうことについては、いち早く当町でも導入をしてまいったところでもあります。職員の方からもやはりそういうスムーズに移行できるということは、意識も変わっておるのではないかと、そういうふう考えておるところであります。

次に、異動を行った課でどのような考えで異動をしたのかということではありますが、平成18年4月1日付の人事異動は57名であります。平成19年4月1日では62名の職員の異動を行っております。職員異動につきましては、各課の事業量、業務量、そういうものを勘案しながら、また、合併後3年目でありますので、そういう旧町村の役場意識をなくすということも大事なことでありますので、そういうことも考えながら職員を異動したわけがあります。若干合併直後で落ち着かなかったという点もあると思いますが、そういう点については、徐々に融和を図ってまいりたいと、そういうことに考えておるわけであります。

次に、収納対策室の問題ですが、徴収に2名ということで、特別対策室ということで配置をいたしました。従来は税務課の中で徴収係ということで、徴収事務、また、課税業務、そういうものも一緒にやっていたわけですが、それを別に2名ということで対策室を設けて、税の徴収に当たってまいるといってございまして。

そのほかは、ことしは県の租税債権管理機構という徴収専門の部署があるわけですが、そこへ1名派遣をしております。そういう中で、やはりそういう債権機構等とも連携をとりながら、徴収率のアップ、徴収に当たってまいりたいと考えておるところであります。

次に、職員数の問題ですが、100人に1人というような玉川議員からの話もありますが、1つの目安にもなるかなと思いますが、やはり全国的に見て定員モデル、または定員管理の診断表、そういうものがあるわけですが、これらの数値を基準にしていくということになると、どれがどう数字が正しいとか、間違っているとか、そういうことではなくて、それぞれの自治体にもいろいろな形態がありますので、そういう中で、本町の定員モデルの基準値は、一般行政職で163人というふうなことで定め、目標を持っておるわけであります。

現在、一般行政職以外にも総人員は別であります。総人員は、平成17年度で274名で

ありますが、平成21年を目標として、232名が目標としておる具体的な数字であります。そういうものに向かって、職員の適正化を図ってまいりたいということで考えておるところであります。

なお、ちなみに、一般行政職が163人の1つの基準値であります。それに対しては、現在町では143人です。それが基準ということではないですが、先ほど申し上げましたような基準からいくと、それを下回っておるというのが現状ですが、総人数からいくと、まだ若干頑張っておるというのが実情であります。急激に、一気にその数字までもっていくということは、私はこれは非常に至難のわざでありますし、合併当初80人減らすとか、そういうことは私も言った覚えもないし、恐らくそういう数字は何かの話が何かで出てきた数字ではないだろうかと、そういうふうに思っております。定員としては、現在目標として平成21年度末に総数232名ということを目標としておるわけです。

次に、勸奨退職の進捗状況であります。やはり社会全体の流れの中では、60歳定年延長というふうな1つの社会状況の流れがあるわけです。そういう中で勸奨退職、今までも勸奨退職の制度はありましたが、優遇措置をしながら勸奨退職をせざるを得なかったということで、私も大変心を痛めているわけですが、そういうことにご協力をいただいた職員の方には、本当に感謝をしておるところです。

平成17年度に18人、平成18年度に15人ということで、33名の方が勸奨退職に応じていただいて、退職なされたわけですが、今申し上げましたように、定年延長の流れの中で、こういうことを勧めざるを得ないということで、私も非常に苦しいものがございます。先ほど申し上げましたように、全体で80名多いとか、50名とか、そういう数字は、私は数字がひとり歩きしているのではなかろうかと、そういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、今年度も勸奨退職の呼びかけはいたします。以前から、勸奨退職の制度そのものは存在しておるわけですが、給与体系、また、退職制度の優遇措置、そういうものがほとんどなくなってきました。そういう中で、私も呼びかけをしなければいけないということで、これはあくまでも職員の任意でありますので、そういう中で、勸奨に応じる応じないということは個々の考えで、応じていただければ大変、本当にありがたいというふうに考えておるところです。

それと、58歳以上の職員の課長昇進はないとか、夫婦の職員は課長にしないというふうな説明事項がほごになるということでありますが、私は今まで一切そういうことを申し上げた場所もないし、場合もないし、申し上げたつもりもございません。やはり地方公務員法には平等取り扱いの原則ということで、人種、心情、性別、社会的身分、門地、そういうものによって差別はされないということがうたっております。私はそういうものを遵守しながら、今までも、勸奨や何かの場合にもお願いをしてきたわけです。そういう中で、勸奨に応じていただいたということで、再三申し上げるようになりますが、本当に申しわけないというふうな気持ちもありますし、ありがたいということで進めてきたわけ

でありますので、十分ご理解をいただきたいと、そういうふうに考えております。

次に、参与の件で、参与3名の再雇用の必要性、先ほど申し上げましたように、給与体系とか優遇措置、ほとんど平成17年度末の退職したときは給与体系も違っておりましたので、優遇措置をできる余地もあったわけです。昨年度あたりから給与がもう頭打ちになっていて、優遇措置ができないということもあります。そういうことでもあります、やはり課長経験者として1年間だけ後輩の指導や何かに当たっていただくということで、そういう経験も生かしていただきたいということで、1年間だけ再雇用ということでお願いをしておるわけでありまして。

フルタイム出勤であります、給与は再任用の最低の基準額で支給をいたしております。

次に、3つ目の適正配置の問題であります、確かに議員ご指摘のように、看護師の場合は技術職であります。社会的にもやはりせっきくのそういう技術を埋もれさせては、私も生かせる場所がないのかなということで随分検討をさせました。また、本人たちも退職して、看護師として迎えるところもあるというふうなことも、こちらを受けておりましたので、希望をとりましたが、役場を退職して新しい職場へ移るといった希望者がいなかったというのが事実であります。

もう1つは、派遣ということも検討いたしました。そういう中で、やはり純然たる民間病院へ勤務、向こうに給与をもらって勤務するということは、今の法上はできないと。研修というような形で行くということならできるとことであります、研修に行く場合は研修ですから、こちらから研修に出すわけですから、こちらが費用を負担するというような形になるということでありますので、それについても非常に難しい問題かなと思っております、やはり議員がおっしゃったように、そのせっきくの技術を生かせるようなことが必要ではないかと私も思っております。

次に、分庁舎の残業の問題であります、現在、旧改良普及所の後に、下水道課、水道課と常北地区の土地改良の事務所がございます。議員ご指摘のように、残業はしております。その時期にもよるのかなと思っております、一概に365日、恒常的に忙しいというふうなことであれば、それは適正配置ですぐ配置がえなり、増員なりをしなければならないと思っております、予算編成時期、突発的な事故とか、会計検査が来るとか、そういう事務処理の場合の残業は、ある程度私はやむを得ないと思っております。

いずれにいたしましても、職員の健康管理、そういうことも十分注意しながら、適正な配置に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をいたします。

まず、職員の意識の改革ということにちょっとふれたいと思っておりますけれども、町長の答弁を聞いておりますと、個人の問題だというようなことが大きいということであります、それと、勤務時間の延長を凶ったということでありますけれども、それは個人の意識の改

革とはちょっと違うかなと私は認識しております。

私が考えるのは、例えば、1つの課で職員さんが10名いたところ8名に減ったと。そのときに、2名少なくなった分を、例えば臨時の方を入れてやるのか、または8名でできるように自分たちでやり方を改めて考え直すのか。私は後者をとることが意識の改革ではないかなと思います。そういうことを考え直すというのが、私は職員の意識の改革ではないかなと。2名少なくなった分をほかにまた臨時とか、そういう対応を考えるということではいけないのではないかなと。ですから、やり方を改める方向で克服するというような考え方が意識の改革ということであると思いますので、町長にもそのように考えていただいて、そういうような訓示をされてもいいのではないかなと思います。

それから、1つ気になることがあります。私がたびたび一般質問をしたことが、6月3日の茨城新聞の記事を読みますと、「大洗町が発達障害に適正対応」という見出しで、「特別支援研究委発足」という記事がありました。これはやはり町民の福祉、障害者の福祉です。こういうことは新聞に記事が載って、これからこういうことが国も国策としても取り入れるという方向を、新聞報道がありましたから、私もそれを見て、議会に取り上げているわけですが、多分大洗町の職員さんというのは、そういう情報を適切につかみとって、伝えて、行政に迅速に反映しているのかなと。すばらしいと思います。私が城里町で二、三度一般質問でその重要性を取り上げて、いかななものかというような質問に対する答弁と全く違って、私の質問を大洗町の職員さんが、その質問書を読んでいるわけではないでしょうし、また、議員さんが質問されたかどうかわかりませんが、質問されなくても、そういうことが茨城新聞の記事で出ております。

私はこの記事がなぜ大洗町なのかな、城里町であってほしかったなと思うところがありまして、その職員さんがいろいろな情報があると思います、国がどういう方向性を向いているのかと。前にもいろいろなことがありました。支援員の問題であるとか、子供の居場所の問題であるとか、答弁を聞きますと、同じ郡内、町村を見比べて、横並びにやりたいような答弁が多々あります。率先してやろうという答弁を聞いたためしがございません。これはいろいろな事情があるから、そういう答弁しかできないかなと思いますけれども、この大洗町のことを取り上げて、ぜひ職員の皆様にはいろいろな情報、国はどういう方向性を持っているのか、いろいろ考えることができるのではないかなと。そういうことを町長から訓示がなくても、指示がなくても、下から沸き上がってくるような課内での仕事をしていただければと思います。そういうことが意識改革ではないかなと思います。自分たちで新しいものを考えていく、そういうことを常にアンテナを出して、触角を出しておくのが職員さんの意識改革であると思いますので、ぜひともそういうふうに訓示も言っていただければと思います。

それと、今回、課長さんが新しくなった方もおられますが、引き継ぎがちゃんとできているのかなというのが、ちょっと疑問もあります。例えば、今回基金の繰り入れ、繰り戻

しの問題であります、私の答弁と食い違ったことが出ております。これは引き継ぎがちゃんとできていない結果ではないかなと。そういう残念なこともありますので、それと、我々が議会で一般質問をするということは、町民の声を我々が代表して町に訴えているわけでございますから、職員さんには、ぜひ我々の一般質問をなるべく読んでいただくようにしていただければ、町民が何を望んでいるのかなというのが、内々でわかっていたけるのではないかな。そういうことも参考にしながら、仕事をしていただくということも必要であると私は思いますので、そういうことも考えて意識の改革を図っていただければと思います。

それから、配置の問題でございますが、最後の残業の問題と絡めての話であります、今一番残業が多いというのが水道課らしい。先ほどの事務の厳選の中でも、七会地区の水道事業ということが特記事項であると、町長も説明されました。ところが、職員数は水道課が昨年度は10名、本年度は9名に逆に減っている。これは矛盾していないかなと思います。その辺も考えていただいて、年に一度という職員の異動でなくても、半年に一度ということもあるみたいなので、今水道課が忙しいのであれば、ましては七会地区の水道事業が忙しいということであれば、水道課に増員を図るべきではないかなと、私はそのように思います。ですから、本年度適正配置として10名から9名になったということは、新しい事務事業の厳選ということを見ると、矛盾があるのではないかなと思います。

それから、1つ伺いたいのは、収納対策室2名ということで、この2名が直接滞納されているとか、そういう町民の方に接する職員として2名なのか、ただその方策を考え出す職員が2名なのか。それによって、例えば滞納者に一々面接とか、会いにいったその収納を図るのが2名では余りにも少なすぎる。私はそのようにお聞きしましたので、その2名が直接町民の方に接する職員なのかどうか、その辺をまず聞きたいと思います。

それから、職員の適正職員数ということでありますが、平成21年度で232名という目標ということございました。そういうことから、先ほど私が間接的に聞いたというか、それを町長にお話したことでありますが、当初80名多いという話は、町長は言っていないし、聞いてもないし、また、その4項目に及ぶ厳しい条件を突きつけたということも、町長は言っていないということでもありますから、それはさておきたいと思います。

その中で、当初、平成17年度に退職された方は優遇措置があったので、結果的に再雇用はされなかった。しかし、昨年度はそういう優遇制度がないので3名ほど再雇用された。その経験を生かしたいということで採用されたということでもあります、ちょっとそこで疑問があります。

例えば、1名の方は七会公民館に配属されております。全体で2名ということですが、七会公民館に課長を経験した有能な方を、公民館で何を生かすのかなと、私はちょっと疑問があります。むしろ3名の方はいろいろ経験がありますし、町内の事情をよく知っております。そういう面で言えば、収納室に配置するのが適正ではないかなと、私はそ

のように思います。その職責の重要性も考えても、2名では少ないだろうし、再雇用されて充てるのであれば、そちらが本当は必要ではないかなと、私はそういう疑問を持ちました。

また、以前から、常北中学校、石塚小学校は生徒が多いということで、昔で言う事務補がほしいという要望があったと、以前お話ししましたが、そういうところには配置できないものなのかと私は思います。逆に言うと、なぜ石塚小学校、常北中学校、要望があるところに職員を配置することができないのかなと疑問がありますので、その疑問にお答えをいただければと思います。

それから、看護婦さんの民間派遣の場合は、民間の方から給与をいただけないということでなかなかできないということで、それは了解いたしました。それにしても、貴重な技術のある方があぶれてしまうのは、考える必要がさらにあるのではないかなと思います。

それから、今でも勧奨退職を呼びかけているということですが、今年度は現時点で呼びかけてこたえていただいた職員さんは何名いらっしゃるのか、いるのかいないのか、その点現時点で、もしおわかりであればお聞きしたいと思います。

以上お聞きしまして、2回目といたしたいと思います。

議長（小林 宏君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は、7番玉川台俊君の2回目の質問に対する町長の答弁から始めます。

午前 11時56分休憩

午後 1時03分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町長。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

最初に、職員の意識の改革であります。議員おっしゃるように、やはり職員もみずからほかの情報をつかむとか、そういうことがやはり個人の見識につながっていくものではないかと思えます。本を読む、情報を仕入れる、そういうことがやはりそれぞれの職員のスキルアップにつながっていくものではないかと私も思いますので、そういう中で、なお一層職員の意識改革を進めてまいりたいと考えております。

それから、課長の引き継ぎ事項であります。今までもやっていると思いますが、懸案事項等については、十分前任者と連絡を取りながら引き継ぎ事項をやっていくように、総務課長の方から指示を改めてしたいと思っております。

税務課の収納対策室の2名の役割、内容等については、税務課長の方から申し上げたいと思います。

次に、本年度の勤奨の状況であります。勤奨退職につきましては、先ほど申し上げましたように、平成18年も行いました。平成19年度の退職についても、従前どおり勤奨退職を募っていきたいと考えておりますが、先ほど申し上げました優遇措置の件であります。私が申し上げた優遇措置については、例えば、58歳、40年も勤めている方はもう給料が目いっぱい、優遇措置をする余地がないという意味の優遇措置ができないということでもあります。例えば、55歳あたりとか、53歳あたりで勤奨になる人については、規定の優遇措置をしながら、早期勤奨退職のときに、やはり無年金、無収入になるということに対して配慮をしていかなければならないと思って、そういう中で、本年度19年度の勤奨退職については、7月1日から7月いっぱい受け付けをするということで勤めてまいるという考えであります。

次に、職員の配置の問題であります。個々の配置については、全体を見渡しながらそういう適正なる配置をするように心がけてまいる。あの人をどう、この人をどうということではなくて、全体の中で配置をしてまいりたいと考えております。

また、水道課が10名が9名になったと、それで忙しいのではないかとということですが、役場全体のほとんどの課が減員になっております。ふえておるのは多分健康福祉課と税務課あたりであります。全体が各課減っております。1名減った分は先ほどの職員意識の改革をしながら、9を10にさせていただくように、頑張らせていただくように、私の方でも職員に申したいと思っております。

以上です。

議長（小林 宏君） 税務課長山口充彦君。

〔税務課長山口充彦君登壇〕

税務課長（山口充彦君） ただいま玉川議員の方からご質問がありました収納対策室関係についてご答弁いたしたいと思っております。

現在、収納対策課が設置されまして、2カ月を過ぎようとしているわけでございます。現在は滞納関係について力を入れてまいる所存でございます。年々社会状況を見てみると、滞納、それと徴収金利用関係の未納がふえているわけでございます。おかげさまで、本町におきましては、水戸管内の町村の中でも、この収納率につきましては、一番よい結果をあらわしているような状況でございます。しかしながら、各利用料も含めまして、多くなってきているのは事実でございます。

現在、2カ月ということでございますので、これから庁内の各関係課と協議しながら、いかにこの収納がスムーズに進めていけるか、協議をしてまいりたいと思っております。とりあえずうちの方で重点的な計画といたしましては、固定資産税並びに住民税の高額滞納者を重点的に扱っていきたいなと思っております。本年度中にはよい結果が出ますよう職員一同努力をして、現在2名ではございますが、課内の者をもって当たりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） ただいまの答弁を聞いておまして、ちょっと疑問がありますことと、職員の意識に関しては、私が提案したことを町長が取り入れてくれるということで理解しましたので、ありがたいと思います。

その中で、今、税務課長さんがお話しした内容が、私が聞いた内容と質問の趣旨がちょっと違うのかなと。私は対策室の2名の方が、直接滞納者に会ってお願いに当たる、直接住民の方と向き合う方なのか、またはその手法を考え出す役割をされているのかということで、聞くと、2名の方が直接滞納をされている方に対応されているとも聞こえるんですけども、そこをちょっとどういう役割をしているのかということを知りたかったのでありますが、ちょっとはっきりしないので、改めて質問をさせていただきますけれども、その2名の方では滞納者がたくさんいらっしゃるわけですから、なかなか難しくはないかということ。

それと、適正配置につきまして、先ほど参与の方の配置でございますが、1名の方は七会公民館ということで、参事の方と2人で公民館に当たっている。公民館で何をやるのかなということは、私疑問でありますけれども、私が先ほど提案したのは、経験が豊かで活用するのであれば、滞納者に直接会って収税を図るというような役割を担ってもらうこともどうせなら必要ではないのかなと。適正配置とはどうしてもちょっと考えにくいと、そのように思うわけでございます。ほかの参与の方も、たしか支所の方にいらっしゃるのかなと。支所で何をやるのかなというのもあります。その優遇として、条件として再雇用されたというわけなんですけれども、その経験を生かすということで再雇用されたということには当てはまらないのではないかなと、私の感想でございます。

それと、ほかの市町村でも、合併で職員が多くなったということで、勸奨を勧めてきたわけなんですけれども、ほかの市町村でも同じようにしていると思います。その中で、ほかの市町村で参与という形で再雇用されたところがあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

当町だけなのか、ほかの市町村も同じようにされているのかということもちょっとお聞きしたいということと、意識の話に戻りまして、税務課長さんが、おかげさんで当町は収納率がいいということだったわけでございますが、その意識が問題だと思います。本来は100%でなくてはいけないわけですよ。95%でほかの市町村より高いとか、それで満足してはいけないと思うんです、意識としては。100%できるかできないか、100%にするかしないかということだと思っております。ほかの市町村はどうあれ、当町としては100%を望むのが本来意識ではないかなと思うんです。99%で満足してはいけないと、私は意識としてはそう思います。その辺をちょっとご一考願いたいなと思います。

それと、配置の中で、町長に前から私、石塚小学校、中学校、常北中学校の事務補なり

を参与が当たってもらえないかという話もしたんですけれども、その辺のご検討というのはしていただけるのかな、どうなのかなと。せっかく再雇用されましたので、公民館というのはちょっとどうなのかなと思います。支所にしてもそうかなと思いますし、また、今後、再雇用されてしまったので、その件は活用方法をよくしていただかないといけないかなと思いますし、今後、新規はどのように考えているのか。このまま新規をとらないということは、やはり団塊ができてしまうのではないかなということもありまして、なかなか難しいとは思いますが、勧奨を勧めつつ新人も入れていかないとやはりスムーズな人事ができないのではないかな、町の将来的には。そのように思いますので、その辺を町長の考え方を伺いたいと思います。

再雇用制度のあり方として、適正配置としてはどうも思えないという点について、新たな方向づけとして再雇用されたのであれば、もっと活用方法を考えていただきたいということで、答弁をお願いしたいと思いますし、対策室の2名、全庁を挙げてどういうふうにするのかということ、なかなか明確には出てこないもので、税務課としては、昨年比対策室を含めて配置としては1名増ですよね、全体としては。私はそのように表からして計算はしたんでありますけれども、2名だけに押しつけるのかどうなのか、なかなか答えがお聞きできなかったのです。

収税が大切だということは税務課長さんも重々おわかりだと思いますよね。税源の移譲が、直接町で収税しなければその分が大きくダメージがあるということで、ご理解いただいていると思うので、収税の重要性は直接認識されていると思いますので。いろいろな方がいろいろな税を滞納されているということなんです。

学校の給食費問題も云々あって、それは教育委員会で教育長が判こを押して催促するような対策をとったということもありますが、前回聞いたときにタイヤロックですか、そういう研修もしてきたと。ただ実行に移すかどうかは、その結果はまだ聞いておりませんが、どういうふうな対策をとるのか、お聞きできればと思います。

以上聞きまして、質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員さんの再々質問につきまして、お答え申し上げたいと思います。

ちょっと前後するかもわからないんですが、参与の件であります。先ほども申し上げましたように、基本的には長年の行政経験を生かすということで、再雇用をしたわけがあります。支所が適正なのかどうなのかということですが、やはり支所もここ合併してから急激に人員を減らしております。そういう中で、やはりそういう行政経験があった者がいた方が、支所全体としての安心感、そういうものもあるだろうということで配置をしたわけがあります。公民館の仕事につきましては、仕事の内容等については、教育長の

方からご答弁を申し上げたいと思います。

また、水道課のスキルアップの話ですが、私は例えばの話で、10人が9人になって10%ずつスキルアップした場合は99%と、また、10人のところを9人でやってもらいたいというような気持ちで申し上げたつもりであります。

それと、税務課の問題、仕事の内容、具体的な手法、そういうことについては、税務課長の方からお答えを申し上げたいと思います。

新規採用の問題ですが、ここ合併してから採用はしておりません。七会地区、常北地区は合併のころにとったかどうか、それはちょっと平成16年、17年ごろとったかわかりませんが、桂では15年以降は採用していませんので、そうすると、ここ合併してから採用していないと。確かに議員ご指摘のように、団塊ができてくるということは先行きどうなるのかなと。1つの手法としては、年齢別に採用を埋めていくという社会人を重視した方法もあると思いますが、当面、今年度、いわゆる平成20年度の新年度に向けて、若干名の採用は必要だろうと私は認識しておりますので、そういう手順を進めると考えております。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 七会公民館の件についてのご質問かと思うんですが、七会の公民館は職員1名減という形で今年度発足をしているわけですが、配置された参与の職員は、以前、かなり公民館で活躍をされて、いろいろな講座等の立ち上げにもかかわったというような経過もあって、現在活躍をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 税務課長山口充彦君。

〔税務課長山口充彦君登壇〕

税務課長（山口充彦君） 先ほどの収納対策室の業務関係なんですが、2名につきましては、直接滞納者に当たっていきます。収納関係についてが専門的な業務になっているわけでございます。

なお、2名では足りないということございまして、その件につきましては、税務課内にも各税の担当がございまして、その関係で当たって、なるべくよい方向に最善の努力を注ぎたいなと思っております。それと、滞納者の処分につきましても、上部機関と協議の上、今年度中にできるかどうか、その点についてもこれからよく協議をしていきたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） もう1つ、答弁漏れの件で申し上げたいと思ひます。

ほかの町村で再任用をやっているのかどうかと。勧奨してその後再任用をするというふうなことについては、ほかの町村については、今のところ情報は入っておりません。再任用そのものは、定年退職した後、やっている町村はかなりあると思います。

また、合併をして、勧奨を勧めて退職しているというのは、常陸大宮市あたりでは普通の自然の退職といえますか、そういう形でやっているというふうには話は聞いております。以上であります。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、8番南條 治君の発言を許可いたします。

8番南條 治君。

〔8番南條 治君登壇〕

8番（南條 治君） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目のうぐいすの里ふるさとセンターの休館についてであります。休館の理由と今後の対応についてお伺いをいたします。

展望ぶろにつきましては、平成9年4月24日にオープンをし、翌3月末には、1万7,196人の利用者があったわけでありまして。売り上げにつきましては523万3,600円、浴室のみの利用が1万2,705人でありまして。74%くらいの方がふるを利用しておるわけでありまして。キャンプ場オフシーズンの大きな目玉となっておったわけでありまして。

直接今回、現場の方のお話を聞きますと、合併浄化槽のふぐあいによるということで、5月29日付で休館に伴う業務マニュアルが現場の方へあったそうでありまして。合併浄化槽を取り扱うほかの業者さんのお話をお聞きしますと、メンテナンスをきちんとしていけば壊れるようなことはないということでありました。案内看板によりまして、点検中ということでありまして。原因等についても、明らかになったと思っておりますので、このことを含めた中で、今後の対応についてもお伺いをいたします。

続きまして、2番目の不法投棄についてであります。

不法投棄について、町への問い合わせ件数とその後の取り組みについてお伺いをいたします。

6月と11月は不法投棄の強化月間でありまして。町内数箇所に、多量なものでは建築廃材から一般廃棄物であります家具、タイヤ、生活用品、家電リサイクル法で義務づけがされている電化製品まで、多種にわたり捨てられておるような状況であります。町内の方とは限りませんが、一部の心ない方への啓蒙活動とあわせて町の考え方を伺いをいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 8番南條 治議員からの一般質問であります。うぐいすの里ふるさとセンター休館について。休館の理由、今後の対応についてということと、不法投棄

について。町の問い合わせ件数、取り組みについてということであります。

1つは、うぐいすの里のふるさとセンターの休館であります。展望ぶろがある建物であります。ふるさとセンターという建物そのものは、昭和63年に建築をして、そこに浄化槽を設置してあります。そこへ平成9年に展望ぶろを増設して、その浄化槽を使っていたというのが現実であります。

浄化槽を調査をいたしましたところ、浄化槽から漏水をしているのではないかとということで、劣化というようなことではあります。検討したところ、簡単な修理ですぐには機能が回復しないということではありますので、休館ということでは対応をしておるわけであり

ます。今後につきましては、町内にはふれあいの里、山びこの郷、うぐいすの里と合わせて3つの野外施設がございます。そういう施設の利用を全体的に考えながら、当面、上のふるさとセンターの建物は営業を中止と言いますか、使用を中止して、下の売店、今戸閉めになっております売店、そこで受け付け業務とか、そういう管理業務をやっていくということで対応をしてみたいとそういうふうを考えております。全体的な運営等も考えながら、今後対応をしてみたいと考えておるところであります。

次に、不法投棄の問題ですが、町への問い合わせ等の件数、そういうものであります。不法投棄につきましては、ボランティアの不法投棄監視員が9名おりまして、その方々の協力や町民からの連絡によってそれらの回収を行っております。家電製品やタイヤ等の不法投棄件数、投棄量とも増加の傾向にはあります。回数と言いますと、昨年あたりは週に一、二回の連絡等があったということではあります。そういうときは、直接担当課の方が現地へ赴いて回収、または手に負えないものについては、業者さんに引き取っていただく、そういうことをしておるわけであり

ます。今後もデジタル放送によって、家電製品、テレビ、そういうものの買い換えや不法投棄の増加が予想されるのであります。町としても広報やお知らせ、そういうものによって家電製品のリサイクル、そういうもので引き取っていただくように周知を図ってまいりたいと、そういうふうを考えておるところであります。

議長（小林 宏君） 8番南條 治君。

8番（南條 治君） それでは、再質問をさせていただきます。

どのぐらいかかるのか恐らく見積もりをとってあるであろうと思えますけれども、その金額がもしわかれば聞かせていただきたいと思えます。それで、経営者的な考え方になると、修理に対してお金がかかるのであればやめてしまうというのも得策かとは思いますが、七会のプール等のことを考えますと やまびこの郷です。2年間たちまして、現在非常にひどい状況にあるわけであり。そういうことを考えますと、ふるさとセンターの方がもしやそういう形になってしまうのではないかと、そういうふうと思われるわけであり

それで、休館ということにつきましても、パンフレットはともかくホームページの対応、また、財団法人グリーンふるさと振興機構への連絡はつけたのかどうか。と申しますのは、インターネットを出しますと、今でも営業しているような形で報道されているわけであり、それでまた、合併項目の中でも、町のPR、特色づけということで、ふれあいの里、うぐいすの里、山びこの郷、この3施設が非常に重要なウエートを占めているのではないかと思うわけであり、そしてまた、先ほど玉川さんの質問につきまして、連絡をきちんととるようなお話をいただきましたけれども、その後、果たして連絡が密に行っているのかどうか、その辺もあわせてお伺いをいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） ただいまの南條議員の再質問の件につきましては、担当課長よりご答弁申し上げます。

議長（小林 宏君） 産業振興課長田口喜一君。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

産業振興課長（田口喜一君） 8番南條議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさとセンターの浄化槽の水漏れにつきましては、988万500円で見積もりをもらっております。

それと、休館に関してのホームページ等、グリーンふるさと振興機構への連絡はしたのかというご質問でございますが、ホームページの方等はまだ直していないかと存じます。グリーンふるさと振興機構につきましては、ホームページの方はまだ直っていないかと思っております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 8番南條 治君。

8番（南條 治君） それではもう1点、不法投棄について再質問をいたします。

皆さんまだ記憶にあると思いますが、花貫ダム上流の河川に、大型ダンプで違法軽油密造で生じるスラッジ、見た目では舗装工事で使うアスファルト材の合剤のようなものでありますけれども、捨てる際に車がのまり、逮捕された事案がございました。旧七会地区のものはいまだに野積み、当時はブルーシートをかけておったようではありますが、今では露出状態になっております。旧桂地区のものに対しては、飛散、流出をしないように面土をしてある状況であります。旧御前山、大宮につきましては、早い段階で処分を行いました。これらの取り組みについてもう一度お伺いをいたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） ただいまの南條議員からのスラッジの処理の件ではありますが、私の方としても詳細に把握をしておりませんので、そのいきさつ、処理、そういうことにつ

いて十分調査の上、後ほどお答え申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 8 番南條 治君。

8 番（南條 治君） 以上で終わります。

〔「4 回目」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 質問漏れかと、私はそのように思ったわけでございます。

本人のご辞退でございますから、以上で、8 番南條 治君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へご参集お願いいたします。

午後 1 時 3 6 分休憩

午後 2 時 1 3 分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日13日とあさって14日は休会といたします。

次の会議は、15日金曜日午後2時に本会議場において開会し、議案の質疑から入ります。会議の10分前までにお集まりください。時間厳守の上、ご参集ください。

なお、本会議に先立ち、議案審議に伴う現地視察を午後1時から実施いたしますので、午後1時までにご参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2 時 1 5 分散会